

よくある質問

1. 検定試験

①受験科目の変更

〔Q〕受験科目を間違えて申し込みしてしまったのですが、受験科目の変更は可能でしょうか。

〔A〕試験開催7日前までに事務局試験事務課に受験票番号、氏名、試験科目（誤・正）を電話して下さい。7日以降のときは本人確認に必要な運転免許証又は保険書等を持参して試験会場受付で事情を説明下さい。受付に予備の試験用紙（通常は多少の予備があります）があれば受験できますが、ない場合はお帰り頂く事になります。

②試験会場の変更

〔Q〕受験の申込みをした後に転勤することになったのですが、受験地の変更は可能でしょうか。

〔A〕試験開催7日前までは事務局試験事務課に受験票番号、氏名、会場名（誤・正）を電話して下さい。7日以降のときは本人確認に必要な運転免許証又は保険書等を持参して希望の試験会場受付で事情を説明下さい。受付に予備の試験用紙及び席（通常は多少の予備があります）があれば受験できますが、ない場合はお帰り頂く事になります。

③受験票を忘れた

〔Q〕受験票を紛失または忘れても受験できますか

〔A〕受験票の紛失は、試験開催7日前までは事務局試験事務課に氏名、住所、試験科目について電話下さい、再発行をします。それ以降の紛失、又は当日忘れたときは取敢えず試験会場に来て受付で「紛失」「忘れ」を告げ本人確認に必要な運転免許証又は保険書、身分証明書等を提示下さい。受験者全員が入場したあと本人の入場がなかったときに限り受験できます。

④試験当日の遅刻

〔Q〕試験当日の午前中に予定が入ってしまい、試験時間に間に合いそうにないのですが、試験開始後に会場に入ることは可能でしょうか。

〔A〕遅刻は公共交通機関等の事故または災害等以外の理由では受験できません。バスの運行遅延は遅刻の理由にはなりません。交通機関等のダイヤの乱れ、不慣れた試験会場までの道順を考慮し30分前に入場できるように心がけて下さい。

⑤乗用車で会場に行く

〔Q〕不便なところに住んでいるので当日は乗用車で会場に行けますか。

〔A〕乗用車で会場乗り入れは出来ません。また路上駐車した場合、交通巡査が受験中に車の移動を要請して来た時は、その時点で退場し試験は中断となります。

⑥受験をキャンセル

〔Q〕団体申し込みで受験票を貰い受験する予定であったが、親戚に不幸があり受験をキャンセルした。このあと請求書がきたが支払わなければなりませんか。

[A] 受験をキャンセルしても受験料のお支払は頂きます。既に試験会場、試験官の手配が終わっており、国家試験でもキャンセルによる返金は認めていません。

⑦個人の受験料支払

[Q] 受験料を銀行振込みしたいのですが、可能でしょうか

[A] 個人の受験者の場合は、弊社発行のコンビニ支払用紙でお支払ください。銀行振込による文書為替は弊会に来るはずの報告書が来ないため、入金通知に受験者番号が不明のため入金処理が出来なくなるからです。

⑧団体の受験料の支払

[Q] 団体申込の場合は銀行振込みを認めているのに、なぜ個人受験者にはコンビニ支払なのですか。

[A] 銀行振込みは受験者番号を印字した用紙（副報告書）が来ないため、個人の場合は受験料に同額が多いので誰の支払か判別が付きません。団体の場合は複数の受験者の合計を纏めて振り込むため、受験者番号が不明でも金額で判別できるからです。

⑨検定試験と認定試験

[Q] 住宅ローンは認定試験ですが、SCO、ACOはなぜ検定試験なのですか。

[A] 住宅ローンは、不特定多数のお客さまにアドバイスまたは提案することが求められるため身分を相手に示す「資格証明書」が必要になります。資格証明書は裏付けが必要で3年に1回の資格継続試験を採用し、定期的に知識の充電を行っています。また、合格者で組織した住宅ローンアドバイザー部会を設置し、会員のフォローアップを行なっています。SCO、ACOは金融機関内部の研修体系に必要なキャリア・アップのための試験で、取得した資格を第三者に提示する必要がありません。もちろん資格証明書は必要なく継続研修も金融機関内部で出来ますので、試験合格と同時に資格は永久ライセンスとなります。

⑩認定試験の試験種類

[Q] 認定試験では、どんな試験がありますか

[A] 認定試験の条件は、認定資格者のお客さまが特定でないこと、従って提供する知識の信憑性を裏付ける認定資格証明書が必要なこと、の2点が求められ、それらを保証する資格試験の内容が社会の期待に応えられるものでなければなりません。弊会の試験では事業再生アドバイザー（TAA）、事業承継アドバイザー（BSA）、中小企業CFO（J-CFO）がこれらの条件に近い状況にあります但未定です。

⑪5月・11月試験と1月の特例試験とどう違うのか

[Q]住宅ローンアドバイザーの5月、11月開催の認定試験と1月開催の特例試験とどう違うのですか。

[A]通常の5月、11月試験は、主として金融機関の行職員を対象にしているため日曜日に全国約140の主要都市で開催していますが、特例試験はハウジングメーカーの職員が、日曜日に住宅展示場でのビジネスに出勤するため週中の水曜日に開催したものです。このため試験会場は特定都市約40会場と少なくなっています。この何れの試験も試験レベルは同一ですが、出題内容は変えております。

なお、合格後の認定資格または住宅ローンアドバイザー部会の入会資格は同一となっています。

2、資格継続試験

⑫3年に1回の更新試験

[Q] 3年に1回の資格継続試験を受験しないと住宅ローンアドバイザーの認定資格を喪失すると聞きましたが、本当ですか。

[A] 本当です。その理由は前述⑨を参照下さい。なお、詳細に知りたい方は次の[資格有効期限3年の考え方](#) をクリック下さい。

⑬資格継続試験の受験日が知りたい

[Q] 継続試験はいつ受ければよいのですか。

[A] 認定試験を合格した月の満3年後の同一月が資格有効期限ですから、1月特例試験合格者は3年後の1月、5月試験合格者は3年後の5月、11月試験合格者は3年後の11月までに資格継続試験を受けることになります。詳細を知りたい方は[資格継続試験制度の仕組み](#) をクリック下さい。

⑭資格継続試験の案内がなかった

[Q] 団体申し込みで06年に住宅ローンアドバイザー認定資格を取得しましたが、最近になって資格証明書が必要となり発行を申請したところ「資格を喪失しているので発行できません」と断られました。協会から試験案内が来なかったために受験が出来ず、資格を喪失したというのですが納得できません。

[A] 認定資格取得後満3年以内に資格継続試験を受験しないと資格を喪失（会則第10条）し、資格のない者に資格証明書の発行は出来ない（会則第9条）という事務局の対応は間違っていない。しかし、この資格継続試験制度が発足したのは08年3月の住宅ローンアドバイザー資格継続教育検討委員会（委員長村本成城大教授）の「資格取得3年毎の研修・試験制度の導入」がきっかけですから、ご質問にある07年以前の合格者には試験案内をしていませんでした。それにも拘らず新制度を適用するのは行き過ぎの声もあって平成24年11月の理事会で「この種の資格喪失者を救済するため、特例で資格継続試験を受けて貰い資格を復活する」ことに決定しました。従って、ご質問者の勤務する受験者団体の教育担当者には、07年以前の合格者に対して資格継続試験の受験をお勧め頂くように平成25年1月から担当営業職がお伺いし、受験をお願いしていますので、その機会に是非お申込頂きたいと思っております。資格証明書の発行は合格後申請をお受けいたします。